

県内で回収された死亡野鳥における A 型鳥インフルエンザの簡易検査陽性の確認 及び野鳥監視重点区域の指定について

令和5年1月19日(木)に玉村町で回収された死亡野鳥の簡易検査を実施したところ、陽性反応が確認されたため、環境省が回収地点の周辺半径 10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定しました。これを受け、県では、当該区域における野鳥の監視強化を継続します。

なお、現在、国立環境研究所に遺伝子検査を依頼中です。

1 経緯

- 1月19日(木)
- ・ 玉村町において、ハシブトガラス 8羽の死亡個体を回収
 - ・ 県林業試験場による簡易検査の結果、1羽から A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
 - ・ 環境省が回収地点の周辺半径 10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視強化を継続

2 今後の対応

県では、野鳥監視重点区域内の渡り鳥の飛来地において、死亡野鳥等の有無を調査するなど、野鳥の監視強化を継続します。

(野鳥監視重点区域が含まれる県内市町村)

前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市、玉村町

3 留意事項

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

「野鳥との接し方について」 (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省 H P (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

群馬県自然環境課 H P (<https://www.pref.gunma.jp/page/7025.html>)